

「静岡県電子入札共同利用者協議会」総会

日 時：平成23年3月18日（金）
午後1時30分から
会 場：県庁別館 20階第1会議室A

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 副会長挨拶

4 議 事

第1号議案 平成22年度事業報告について

第2号議案 平成23年度事業計画について

第3号議案 平成24年度以降の負担金負担方法について

第4号議案 関係規定の改正について

5 新電子入札システムについて

6 その他

7 閉 会

平成 22 年度協議会事業報告（案）

1 平成 22 年度の主要事業

①新規利用団体の契約締結・導入準備支援

新規参加団体(裾野市、湖西市、下田市、函南町)に対して、共同利用センターとの利用契約の締結、運用開始までに必要なマスタセットアップ、説明会開催等の準備を支援した。

⇒「電子入札システム運営事業報告書」

②システム運営状況の確認

共同利用センターが実施する、システムの保守や運用、カスタマイズ、ヘルプデスク等の業務契約状況と、システムの稼動状況や障害発生等の状況を確認した。

⇒「電子入札システム運営事業報告書」

③次年度のシステム運営事業・改善項目・費用負担の検討

平成 23 年度の必要な事業費と費用負担について検討・調整した。

④利用団体の拡大

電子入札の普及を図るため、準会員に対して情報提供を行い正会員への移行を働きかけた。

⇒「電子入札システム利用開始予定調査表」

⑤電子入札システムの教育・普及

利用団体の職員及び入札参加者への教育・普及を図るための説明会開催等を支援し、ポータルサイトでの情報提供に努めた。

⇒「電子入札システム運営事業報告書」

⑥入札参加資格申請システムの運用

建設工事と、土木施設維持管理業務に係る入札参加申請定期受付を実施し、システム改良等により申請手続きのオンライン化の充実を図った。

⇒「入札参加資格申請システム（事業報告）」

⑦新電子入札システムの再構築業務の開始

平成 24 年度稼動予定の新システムの再構築業務をプロポーザルにて、富士通株式会社静岡支社と契約し、再構築業務に着手した。平成 22 年度は、概要設計として、システムの仕様定義等を利用市町と調整しながら行った。

2 総会・運営委員会開催実績

日付	会議名	議 題
平成 22 年 3 月 18 日	総 会	H21 事業報告、H22 事業計画、H23 負担方法 システムの再構築と平成 24 年度以降の負担金
8 月 6 日	第 1 回運営委員会	運営状況報告 H22 主要事業計画（負担金・次期電子入札システム）
9 月 29 日	第 2 回 "	H23 負担金、H24 以降の負担方法、再構築経費精算 H22 カスタマイズ項目 運営状況報告
12 月 24 日	第 3 回 "	H22 システム運営状況報告 H22 主要事業計画、（負担金・カスタマイズ項目） システム再構築状況報告
平成 23 年 3 月 7 日	第 4 回 "	総会議題（H22 事業報告案、H23 事業計画案、H24 以降の 負担方法、関係既定の改正、システム開発の状況）

共同運営に係る費用負担について（案）

1 基本的な考え方

- (1) 利用団体は利用開始年度から経費を負担し、利用開始時期に関わらず当該年度分を負担する。
- (2) 経費は、
 - ① 県と利用市町との間は前年度の契約件数（市町件数は×0.8）の比で按分し、
 - ② 各市町の負担額は人口比で按分する。
- (3) 経費は、
 - ① システムの改良等の一時的な経費（以下「一時経費」と、
 - ② 回線使用料や、機器リース料、センター運営費等の経常的な経費（以下「運用経費」）に分類する。
- (4) 平成16年度の初期開発費及び、平成22～23年度の再構築費用の内市町負担分及び市町負担分相当分の県負担分を除く県単独負担分は一時経費の累計には含まない。
- (5) 一時経費は先行団体と新規加入団体とが公平となるように調整して負担する。運用経費は当該年度の利用団体のみで負担する。

2 負担額の算定方法

経費区分	計 算 方 法
一時経費	県負担額＝当該年度一時経費×k 市町負担額計＝当該年度一時経費×（1－k） 各市町負担額＝当該年度までの全市町負担一時経費の累計×当該年度各市町人口／当該年度利用市町人口計－前年度までの各市町負担一時経費の累計 但し、負担を平準化するため、利用開始年度の負担額の30%を次年度負担にまわすこととする。
運用経費	県負担額＝当該年度運用経費×k 各市町負担額＝当該年度運営経費×（1－k）×各市町人口／当該年度利用市町人口計

※ 県負担率 k は、前年度の、県契約件数と利用市町契約件数×80%の合計に対する県契約件数の比率とし、年度ごとに算定する。契約件数は、建通新聞社発行「月刊建設 DATA」4月号掲載の前年度年間契約件数を基本とし、年度の途中で市町合併が予定されている場合は、合併時期に関わらず対象市町の合計件数を使用する。政令市に移行した初年度の契約件数は、県との間で相応の調整をする。

※ 各市町の人口は、契約前年9月に静岡県統計部局が公表する市区町別推計人口表を基本とし、年度の途中で市町合併が予定されている場合は、合併時期に関わらず合併後の推計人口を使用する。

3 適用期間

本負担方法は、平成24年度から26年度まで適用し、平成27年度以降分については見直しを行う。

共同運営に係る費用負担について

1 基本的な考え方

- (1) 利用団体は利用開始年度から経費を負担し、利用開始時期に関わらず当該年度分を負担する。
- (2) 経費は、
 - ① 県と利用市町との間は前年度の契約件数（市町件数は×0.8）の比で按分し、
 - ② 各市町の負担額は人口比で按分する。
- (3) 経費は、
 - ① システムの改良、機器購入（リース含む）等の一時的な経費（以下「一時経費」と、
 - ② 回線使用料やセンター運営費等の経常的な経費（以下「運用経費」）に分類する。
- (4) 初期開発費は県が負担し、一時経費の累計には含めない。
- (5) 一時経費は先行団体と新規加入団体とが公平となるように調整して負担する。運用経費は当該年度の利用団体のみで負担する。

2 負担額の算定方法

経費区分	計 算 方 法
一時経費	県負担額＝当該年度一時経費×k 市町負担額計＝当該年度一時経費×（1－k） 各市町負担額＝当該年度までの全市町負担一時経費の累計×当該年度各市町人口／当該年度利用市町人口計－前年度までの各市町負担一時経費の累計 但し、負担を平準化するため、利用開始年度の負担額の30%を次年度負担にまわすこととする。
運用経費	県負担額＝当該年度運用経費×k 各市町負担額＝当該年度運営経費×（1－k）×各市町人口／当該年度利用市町人口計

※ 県負担率 k は、前年度の、県契約件数と利用市町契約件数×80%の合計に対する県契約件数の比率とし、年度ごとに算定する。契約件数は、建通新聞社発行「月刊建設 DATA」4月号掲載の前年度年間契約件数を基本とし、年度の途中で市町合併が予定されている場合は、合併時期に関わらず対象市町の合計件数を使用する。政令市に移行した初年度の契約件数は、県との間で相応の調整をする。

※ 各市町の人口は、契約前年9月に静岡県統計部局が公表する市区町別推計人口表を基本とし、年度の途中で市町合併が予定されている場合は、合併時期に関わらず合併後の推計人口を使用する。

3 適用期間

本負担方法は、平成20年度から23年度まで適用し、平成24年度以降分については見直しを行う。

「静岡県電子入札共同利用者協議会」会則**第1章 総則**

(名称)

第1条 この会は、「静岡県電子入札共同利用者協議会」（以下「本協議会」という。）という。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本協議会は、静岡県及び市町等の公共発注機関が相互に協力して電子入札システムの円滑かつ健全な運営と共同利用の促進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 電子入札システム等を運用管理する「静岡県電子入札共同利用センター」（以下「共同利用センター」という。）の運営に関すること。
- (2) 電子入札システム等の導入と研究等に関すること。
- (3) 共同利用センターの利用の促進に関すること。
- (4) 会員相互の交流・連携に関すること。
- (5) その他本協議会の目的の達成に必要なこと。

第3章 会員

(会員)

第4条 本協議会の目的及び事業の趣旨に賛同し、公募等における所定の手続きを経て参加した県・市町等の公共発注機関を会員とする。

2 会員は、正会員、準会員及び特別会員とする。

(正会員)

第5条 正会員は、第4条の手続きを経て、共同利用センターの利用を意思決定した静岡県及び静岡県内の市町等の公共発注機関とし、第3条で定めた事業を行う。

2 正会員は、総会、運営委員会、研究会の構成員として、本協議会の議論及び意思決定に参加することができる。また、会議資料、報告書、マニュアル等の各種成果物を入手することができる。

(準会員)

第6条 準会員は、第4条の手続きを経て、共同利用センターの利用を予定又は検討している静岡県内の市町等の公共発注機関とする。

2 準会員は、総会に出席して、議論を聴取し要望・質問を行うとともに、会議資料等を入手することができる。また、研究会に参加することができる。

(特別会員)

第7条 特別会員は、会長が特に認める団体とする。

2 特別会員は、総会に出席して、議論を聴取し要望・質問を行うとともに、会議資料等を入手することができる。

(会費)

第8条 本協議会では、会費の徴収はしない。

第4章 役員

(役員)

第9条 本協議会には次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長2名

2 会長は、静岡県交通基盤部建設支援局長の職にある者をあてる。

3 副会長は、正会員の公共事業入札契約担当課の長から選任するものとし、選任方法及び任期は、総会において定める。

4 役員は、無給とする。

(役員職務)

第10条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。

第5章 総会

(設置及び構成)

第11条 本協議会に最高議決機関として総会を置く。

2 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画

(2) 事業報告

(3) その他本協議会の運営に関する重要な事項

(開催及び招集)

第13条 総会は、年1回以上開催し、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上から請求があったときは臨時に総会を開催する。

3 会長は、必要に応じ、総会に関係者の出席を求めることができる。

(議長)

第14条 総会の議長は、会長が務める。

2 会長に事故あるとき、又は欠けたときには、あらかじめ会長が指名した順序により副会長が議長を務める。

(定足数及び議決)

第15条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ書面で表決し、又は代理人をして表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第6章 運営委員会

(設置)

第17条 本協議会に運営委員会を置く。

(権能)

第18条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員)

第19条 運営委員は、次に定める者とする。

- (1) 正会員の公共事業入札契約担当課の長
- (2) 会長が指名する者

(運営委員長等)

第20条 運営委員会に運営委員長及び副運営委員長を置く。

2 運営委員長及び副運営委員長の選任方法は、会長が定める。

(招集及び開催)

第21条 運営委員会は、運営委員長が招集し、議長を務める。

(定足数及び議決)

第22条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない委員は、代理人を出席させ、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

第7章 研究会

(研究会)

第24条 電子入札システム等と連携する情報システムの企画立案及び情報通信技術の調査研究を行うため、本協議会に研究会を設置することができる。

2 研究会は、参加を希望する正会員と準会員の職員及び会長が指名する者で構成する。

3 研究会の運営に必要な事項は、運営委員会が定める。

第8章 事業計画

(事業計画)

第25条 会長は、毎年度、事業計画を作成し、総会で承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業計画の変更については、次回の総会において承認を受けなければならない。

(事業報告)

第26条 会長は、毎年度、事業報告を作成し、総会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第27条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(研究成果等の取り扱い)

第28条 具体的な各種の研究成果並びに研究過程において派生的に生じた成果(以下「開発成果等」という。)については、会員が共有する。

2 研究成果等の本協議会外での利用については、会員が協議し、総会の承認を得る。

第9章 事務局

(設置)

第29条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には事務局長その他の職員を置き、会長が任免する。

3 事務局の運営に必要な事項は会長が定める。

第10章 会則の変更

(会則の変更)

第30条 この会則は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ変更でき

ない。

第 1 1 章 補則

(委任)

第 3 1 条 この会則に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 16 年 8 月 5 日から施行する。

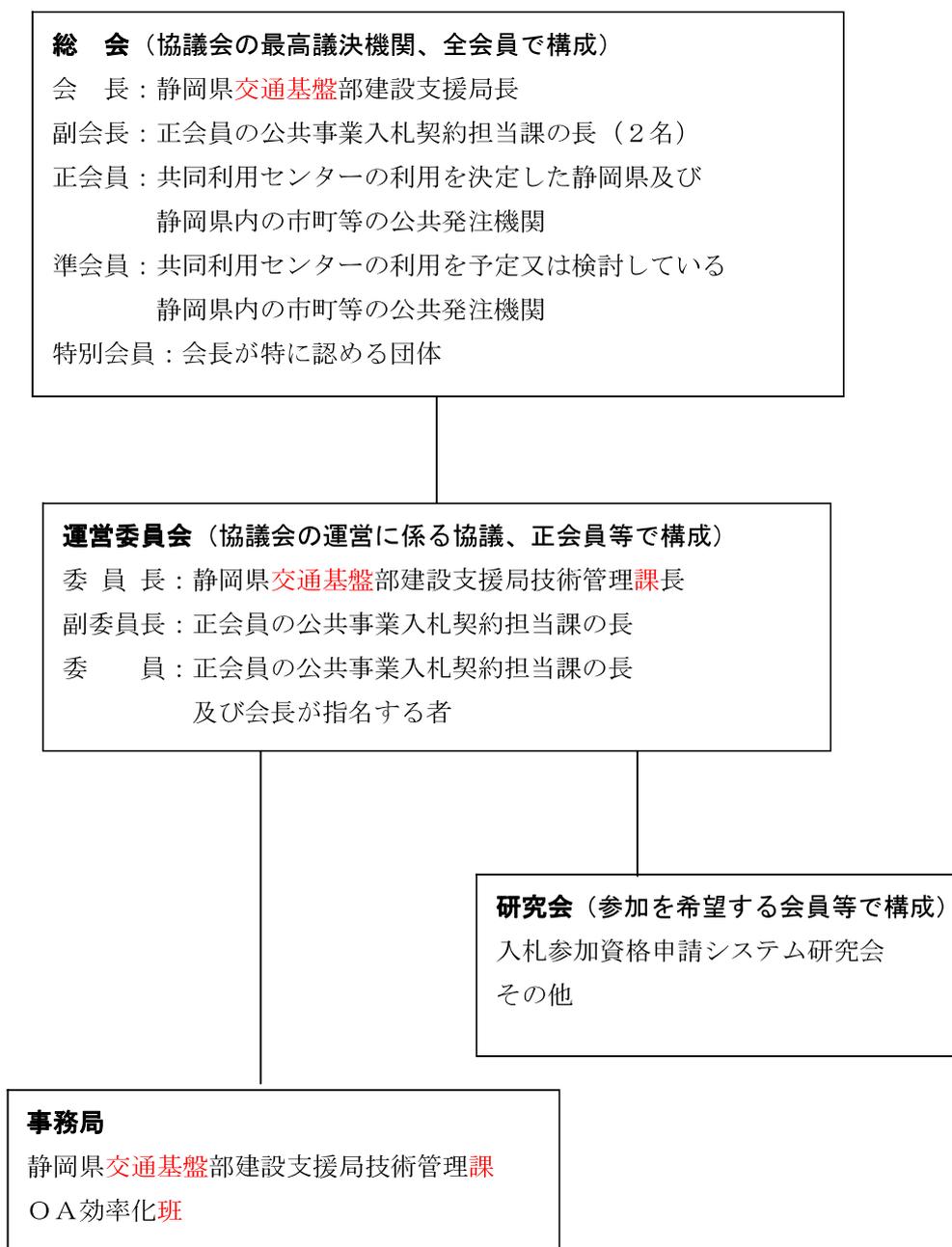
附 則

この会則は、平成 20 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

「静岡県電子入札共同利用者協議会」組織体制図



静岡県共同利用電子入札システム運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県電子入札共同利用者協議会（以下「協議会」という。）が協議会の目的に従い導入し、及び管理する静岡県共同利用電子入札システム（以下「システム」という。）の運営、管理及び利用について、必要な事項を定めるものとする。

(共同利用センター)

第2条 協議会は、システムの導入、運営及び管理を円滑に行うため、静岡県電子入札共同利用センター（以下「共同利用センター」という。）を静岡県交通基盤部建設支援局技術管理課に設置する。

2 共同利用センターは、協議会が定める事業計画に従い、次に掲げる業務を行う。

- (1) 電子入札コアシステムのリース及び保守に係る契約に関すること。
- (2) システムの開発及び保守に係る契約に関すること。
- (3) システムを構成する機器等の購入等及び保守に係る契約に関すること。
- (4) システムの運営に必要なインターネットデータセンター事業者との契約に関すること。
- (5) システムを利用する団体（以下「利用団体」という。）との協定に関すること。
- (6) 利用団体及び入札参加者からの問い合わせへの対応に関すること。
- (7) 毎年度事業報告書を作成して協議会に報告し、その承認を受けること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要があると認める業務。

3 共同利用センターの運営補助業務は、静岡県が決定した事業者に委託する。

(利用団体)

第3条 システムを利用する協議会の会員（以下「利用団体」という。）は、別途個別に静岡県とシステムの利用に関する協定を交わすものとする。

2 利用団体は、システムの利用に当たって、その円滑な運用に資するため、システムの運用に関する責任者（以下「システム責任者」という。）を設置し、その職氏名を共同利用センターに報告しなければならない。

3 システム責任者は、その属する利用団体におけるシステムの運用、安全性の確保及び機器等の保守管理について、必要な業務を行うものとする。

(利用の制限)

第4条 共同利用センターは、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、システムの全部又は一部の利用を制限することができる。

- (1) システムに対して外部からの不正な接続又は侵入が生じたとき。
- (2) システムの構成機器又はプログラムに障害が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) システムの管理上必要があるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、共同利用センターが必要があると認めるとき。

2 共同利用センターは、前項の規定によりシステムの利用を制限しようとするときは、あらかじめその理由を利用団体に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

3 共同利用センターは、第1項の規定によりシステムの利用を制限した場合において、制限を解除したときは、速やかに利用団体に報告しなければならない。

(費用負担)

第5条 利用団体は、システムの導入及び運営に係る経費を、協議会の定めるところにより負担しなければならない。

2 共同利用センターは、システムの運営に係る収支を明らかにし、毎年度の終了後速やかに、協議会及び利用団体に報告するものとする。

3 利用団体がシステムの利用を年度途中で中止する場合、当該団体は中止年度までの負担金を支払うものとする。

(安全の確保)

第6条 共同利用センター及び利用団体は、連携してシステムの安全の確保に努めなければならない。

2 システムの安全の確保について必要な事項は、別に定める。

(調査及び監査)

第7条 協議会は、共同利用センターに対して、協議会が選任する監査委員の監査を実施することができるものとする。

2 協議会は、システムの開発、運営、保守等の状況について、共同利用センターへ報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、システムの運営、管理及び利用に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

静岡県共同利用電子入札システムの利用に関する協定書（案）

〇〇市（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）は、「静岡県共同利用電子入札システム運営要綱」第3条第1項に基づいて、次の条項について協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（利用期間）

第1条 システムの利用期間は、平成 年4月1日から平成 年3月31日までとする。

（費用の負担）

第2条 甲のシステム利用に係る費用負担は、次のとおりとする。
金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

（支払方法）

第3条 甲は、第2条に規定する負担額について、乙の請求に基づき支払うものとする。

2 支払の時期及び金額は、次のとおりとする。

	支払時期	支払金額
第1回	平成 年 6月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
第2回	平成 年 1 2月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

（協議事項）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 〇〇市△△町××番地

〇〇市長 〇〇 〇〇

印

乙 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 〇〇 〇〇

印

電子入札システムセキュリティ規約

(目的)

第1条 この規約は、静岡県共同利用電子入札システム運営要綱（以下「運営要綱」という。）第6条の規定に基づき、利用団体が静岡県共同利用電子入札システム（以下「システム」という。）を利用する上で遵守すべき事項を定める。

(セキュリティ責任者)

第2条 利用団体は、システムのセキュリティの確保に資するため、セキュリティ責任者を置かなければならない。

2 セキュリティ責任者は、原則として、運営要綱第3条第2項のシステム責任者が兼務するものとする。ただし、兼務しない場合は、利用団体は、セキュリティ責任者の職氏名を共同利用センターに報告しなければならない。

3 前項ただし書きに該当する場合、異動等によりセキュリティ責任者を変更する必要があるときは、利用団体は、あらかじめ、その変更時期及び変更後のセキュリティ責任者の職氏名を、共同利用センターに報告しなければならない。

(アカウント等の管理等)

第3条 セキュリティ責任者は自己が所属する団体が利用するアカウントの不正利用防止のため、次のとおり管理するものとする。

(1) 登録されているアカウントを随時確認し、不正なアカウント登録や権限付与がされていないか確認すること。

(2) 組織変更等により組織の変更があった場合、登録アカウントの登録、変更、削除を速やかに実施すること。

(3) セキュリティ責任者は通知されたセキュリティ情報を担当者に速やかに連絡し、更新を促すこと。

(4) 定期的に担当者に対してセキュリティ訓練・教育を実施すること。

(ICカードの利用と管理)

第4条 システムは、電子入札コアシステムに対応したICカードを使用して利用するものとし、ICカードは、各利用団体において取得し適切に管理するものとする。

2 セキュリティ責任者は、使用するICカードの設定内容等について共同利用センターに報告するものとする。

3 地方公共団体組織認証基盤（L G P K I）の職責証明用ICカードを利用する場合で、正と予備の両方のICカードを利用して同時にシステムにログインしないものとする。

4 ICカードを紛失した場合は、共同利用センターへ直ちに報告しなければならない。

(使用端末)

第5条 システムで使用する端末器（以下「使用端末」という。）は、その安定し

- た運用を確保するため、他の目的に使用することを最小限に止めるものとする。
- 2 使用端末は、5分以上使用しない場合のパスワード付スクリーンセイバーの起動、離席時のログオフなど、セキュリティに最大限注意した使用が行わなければならない。

(不正プログラムの検査)

第6条 使用端末には市販のウィルスチェックソフトを導入し、毎週、端末のウィルスチェックを実施するものとする。

- 2 ウィルスチェックソフトのパターンファイルは適切な頻度で更新をし、常に最新の状態を保つものとする。
- 3 入札参加者から提出されたファイルを開く際には、必ずウィルスのチェックを行うものとする。
- 4 ウィルスが検知されたときには、セキュリティ責任者は速やかに対処するとともに、共同利用センターへ状況を報告するものとする。

(接続環境)

第7条 庁内LANからのVPN等のモバイル環境を利用した接続を行わないものとする。

- 2 無線LANを利用した接続を行わないものとする。

附 則

この規約は、平成17年4月28日から適用する。

附 則

この改正規約は、平成17年6月7日から適用する。

電子入札システム共同利用規約

(目 的)

第1条 この規約は、静岡県共同利用電子入札システム運営要綱第8条の規定に基づき、利用団体が静岡県共同利用電子入札システム（以下「システム」という。）を利用するために必要な事項を定める。

(利用開始の時期)

第2条 新たに利用開始を希望する団体の利用開始時期は、システムの運用状況を踏まえて、協議会の運営委員会において協議し決定する。その場合、遅くとも利用を開始する前年度の7月末日までに協議会事務局へその旨の申し入れをしなければならない。

(利用時間)

第3条 システムの利用可能時間は、原則として平日の午前8時30分から午後9時までとする。

(セキュリティの確保)

第4条 利用団体は、別に定めるセキュリティ規約を遵守してシステムを利用するものとする。

(帰属情報の取扱い)

第5条 利用団体は自己に帰属する情報についてすべての責任を負うものとする。
2 利用団体は、システムの運営上やむを得ない場合には、自己に帰属する情報を、共同利用センター及びその受託者が調査し、必要がある場合には修正を行うことを認めるものとする。ただし、この調査等を行う場合、共同利用センターは当該利用団体に緊急の場合を除いて事前通知するとともに、その終了後遅滞なく結果を報告するものとする。

(禁止事項)

第6条 利用団体は、相互の信頼に基づき「個人情報の保護」等の条例・規定等を遵守してシステムを利用するものとし、目的外利用、他の利用団体の情報又は虚偽の情報による利用、不正なアクセスやウィルスの送付、故意によるシステムの管理及び運営の妨害や破壊などを行ってはならない。

附 則

この規約は、平成17年4月28日から適用する。

静岡県共同利用電子入札システム利用者規約

(目的)

第1条 この規約は、静岡県電子入札共同利用センター（以下「共同利用センター」という。）が運営する静岡県共同利用電子入札システム（以下「システム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(利用者規約の同意)

第2条 システムは、システム利用者（以下「利用者」といいます。）が、この規約に同意されていることを前提として提供されるものとし、利用者は、利用の前に必ず規約の内容を確認いただくとともに、その内容に同意できない場合は利用をお断りします。

(知的財産権)

第3条 システムが利用者に対し提供する一切のプログラム及びその他の著作物は、静岡県又は共同利用センターが保有しており、国際著作権条例及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。システムにかかる知的財産権は、いかなる場合にあってても利用者に帰属することはありません。システムに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等、本システムの適切な利用以外のいかなる行為も禁じます。

(利用者の責任等)

第4条 利用者は、自己の責任と判断に基づき、システムを利用し、利用によって生じる各種情報を管理するものとします。

- 2 利用者は、システムを利用するために必要な機器（ICカード、ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）をすべて自己の責任と負担において準備し、それらの管理を自己の責任において厳重に行うものとします。
- 3 利用者は、システムの利用に際して、使用する機器についてセキュリティ対策に努めるものとします。
- 4 利用者は、システムが正常に動作する端末を使用してシステムを利用し、当該端末にはウイルスチェックソフトを導入し、その定義ファイルを常に最新の状態に保たなければならないものとします。
- 5 利用者は、システムによる連絡メールを常に正常に受け取ることができる環境を保持するものとします。

(禁止事項)

第5条 システムの利用にあたっては、次の行為を禁止します。

- (1) システムを本来の目的以外の用途に利用すること

- (2) 他人の情報又は虚偽の情報によりシステムを利用すること
- (3) システムのコンテンツを修正、複製、改ざん又は販売すること
- (4) システムのコンテンツ全部又は一部を第三者に頒布、送信その他の方法で提供すること
- (5) システムに含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去又は剥奪すること
- (6) システムに対し、不正なアクセスやウィルスの送信等の行為をすること
- (7) システムの管理及び運営を故意に妨害し、または破壊すること
- (8) 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること
- (9) 法令等に反すると認められる行為をすること
- (10) その他システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること
- (11) 前各号の趣旨に照らし、静岡県が不相当と判断した行為をすること

(利用の停止又は制限)

第6条 共同利用センターは、利用者が本利用規約に反する行為をしたと認められる場合には、利用者に対しシステムの利用を停止又は制限することができます。

(利用時間等)

第7条 システムの利用時間及び共同利用センターヘルプデスクへのお問合せ受付時間については、静岡県共同利用電子入札システムポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に示すとおりとします。

2 前項にかかわらず、共同利用センターは次に掲げる場合には利用者へ事前の通知を行うことなく、システムを停止、休止、中断又は制限できるものとします。

- (1) システムの保守、改変等を行う必要がある場合
- (2) システムの利用が著しく集中した場合
- (3) システムに係る重大な障害の発生その他やむを得ない事由が生じた場合

(障害時の措置)

第8条 システムが障害により利用できなくなった場合には、利用者は遅滞なく関係する発注機関に連絡した上で、その指示に従うこととします。

2 システムにおいて障害が発生し、その発生から復旧までの間に入札書等の受付締切日時又は開札日時が設定されていた場合には、これらの設定を復旧後に変更することがあります。

(入力情報の管理)

第9条 利用者がシステムを利用する際にシステムに入力した情報については、共同利用センターが善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。

2 システムの運営上やむを得ない場合、当該情報について発注機関が必要な調査及び修

正をすることがあります。

(無断リンクの禁止)

第10条 システムへは、必ずポータルサイトのトップページを経て接続してください。システムへ直接リンクすることは禁止します。

(免責事項等)

第11条 利用者は、システム及びヘルプデスクを自己の負担、判断及び責任において利用するものとし、共同利用センターは、そのことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を~~負~~負いません。

2 システムの利用にあたり、電子証明書及び秘密鍵による本人確認の手続を行った上で利用者本人と認められた場合は、通信機器、電子証明書及び秘密鍵等の偽造、変造、盗用、不正使用又はその他により使用者が利用者本人でなかった場合においても、その利用によって生じた利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、共同利用センターは一切の責任を負いません。

3 自然災害、事変その他静岡県に帰することのできない事由によりシステムの利用が遅延又は不能となった場合においても、そのために生じた利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について、共同利用センターは一切の責任を負いません。

(準拠法及び直轄)

第12条 この規約は日本国法に準拠するものとし、また、システムの利用又は規約に関して共同利用センターと利用者間に生ずるすべての紛争は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(規約の変更)

第13条 共同利用センターは、必要あると認めるときは、利用者に事前の通知を行うことなく、規約を変更できるものとし、利用者は、利用の都度、規約の確認を行うものとし、規約変更後にシステムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとします。

附則

この規約は、平成17年4月28日から施行します。

附則

この規約は、平成20年3月18日から施行します。